

第三者評価結果

事業所名：座間市立児童発達支援センターサニーキッズ

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
<p>【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 職員は、子ども・家庭の思いを大切に、一人ひとりに合わせた支援をしています。多職種の職員がチームとしてアプローチすることで、子どもの将来を見通した長期的な視点にたった支援が提供できるようにしています。着替えが苦手な子どもには、専門職が着替えやすいサイズやデザイン、素材などのアドバイスをするなど、子どもの意思や障害特性を尊重しながら、少しずつ生活の幅を広げ必要なスキルを習得できるように支援しています。複数のおもちゃや遊びを用意して子どもが自分で選択できるようにするなど、子どもが自分で選んで取り組むことを通して、意思決定していくための経験を重ねられるようにしています。集団生活のルールなどについても、挨拶や座って話を聞くなど、子どもの特性に合わせて少しずつ進めています。集団生活が苦手な子どもには一対一で過ごす時間を多く取るなど個性への配慮もしています。保護者に対しては、ミラー観察（マジックミラー越しに療育の様子を参観）などを通じて子どもの小さな変化や子どもの強みを伝えることで、保護者が子どもへの理解を深め、必要な環境や関わりについての視点に立って考えられるよう支援しています。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
<p>【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a
<p><コメント> 「アガベセンター利用者サービス指針」（倫理綱領）があり、職員に周知しています。年1回虐待防止研修を実施し、職員は利用者サービス指針に基づくセルフチェックをし、振り返りを行っています。サニーキッズ（以下事業所）では、不適切な支援についての勉強会を実施し、身近な事例を取り上げてグループワークをしています。隔月開催のアガベセンターの虐待防止権利委員会では、ケース検討と方針の確認をしています。委員会の「IIね、D0して」の取り組みでは、職員が良い事例や疑問に思ふ事例などを直接委員長に伝え、委員会で検討する仕組みを作っています。保護者に対しては、重要事項説明書と契約書に掲載し、利用開始時に説明しています。職員は、子どもの「いやだ」「やりたくない」という気持ちを尊重し、嫌なことはきちんと適切な形で表明できるように働きかけています。子どもの安全のために座位保持装置のベルトを使用する際も、厚生労働省の示す「身体拘束適正化指針」に基づき、アガベセンターの身体拘束適正化会議で協議し、保護者の承諾を得た上で実行しています。</p>	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
<p>【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 個別支援計画に子どもや家庭の状況に合わせた目標を設定し、それに基づき一人ひとりの子どもが将来社会の中で生活するために必要なスキルを身につけられるように支援しています。職員は、子どもと一緒に取り組むことから始め、段階的に介入度を減らして見守りへと移行できるように支援しています。一人ひとりに合わせた視覚的な情報や声掛けなどで子どもと一緒に確認して動機付けをし、手を添えたり、手本を示したり、きっかけを作ったりし、子どもが自分でできることを増やしていけるように働きかけています。日常生活動作の取り組みへの十分な時間を確保するとともに、一日の生活の流れに沿った分かりやすい動線を作り、カードや写真、マークなどを用いるなど、視覚的にも分かりやすい環境設定をしています。個々の子どもに合わせて片づけや準備、お手伝いなど、日常生活の管理ができるような取り組みもしています。保護者に対しては、面談やミラー参観、お話を通して保護者が子どもの地域での生活をイメージし、自己選択できるように支援しています。作業療法士が家庭でも用意できるような自助具を紹介したり、相談員が必要な福祉サービスの情報を提供するなど、専門職が連携し、必要な支援をしています。</p>	

【A4】 A-2-(1)-②
利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。

a

<コメント>

個別支援計画書で、言語・コミュニケーションの領域の意思表示や伝達などの発信と理解力等の受信についての目標を設定し、子ども一人ひとりの課題に応じた支援をしています。職員は、子どもの言葉や表情などから、子どもの気持ちを汲み取って代弁したり、やり取りを重ねたりし、子どもが人とのコミュニケーション能力を高められるように支援しています。自分から意思を表出しない子どもに対しては、複数のおもちゃや写真などの中から子どもが自分で選択して意思表示し、職員に受け止めてもらう経験を通して、子どもが人を意識し、人と関わる楽しさを感じられるように支援しています。意思表示が難しい子どもには、多職種で連携し、視線やアイコンタクト、ジェスチャー、絵カード、文字盤など、その子どもが理解できるコミュニケーション手段を獲得できるように支援しています。保護者には、毎月のミラー参観などで療育での子どもの様子を実際に見てもらって意思疎通の手段や方法、環境設定などを伝え、家庭での育児に活かせるようにしています。0・1・2歳児は親子通園とし、保護者が子どもと一緒に活動する中で、意思疎通の手段や方法を習得できるようにしています。

【A5】 A-2-(1)-③
利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。

a

<コメント>

職員は、日々の支援の中で、動と静の活動をバランスよく取り入れ、子どもが興味を持って様々な経験をし、選択の幅を広げられるように支援しています。複数の遊びを用意して好きなことを選択したり、絵カードなどを用いて意思決定してもらうなど、自己決定や自己選択する機会を意図的に設定し、意思表示をする経験を通して、意思決定の土台が作られるようにしています。集団が苦手な子どもに対しては、一対一で対応する時間を作って関係性を作り、人との関わりの中で意思を表出できるようにしています。保護者に対しては、年2~3回の個別面談や日々の連絡帳、毎月のミラー参観の機会等で保護者の悩みや不安を聞き取り、相談に応じています。相談内容によって、相談員や心理士、理学療法士などの専門職が対応し、アドバイスをしたり、外部の支援機関を紹介したりしています。相談に至らない家庭に対しては、日常の関わりの中で、相談への動機づけを行っています。併行通園している保育園、幼稚園からの相談にも応じ、事業所での対応方法などを伝え、連続した関わりができるよう支援しています。

【A6】 A-2-(1)-④
個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。

a

<コメント>

個別支援計画に基づき、子どもの好みや興味、関心なども考慮し、プログラムを提供しています。月案や課題は年間を通じて内容の組み立てを行い、5領域と照らし合わせて色々なことに触れながら力をつけていけるように支援しています。プログラムは、トランポリンやボールプール、サーキット運動などの身体を動かす活動、製作等の手先を使った活動、スノーズレンや光遊びなどの静かな活動、自由遊びの時間と多様な内容となっています。サーキットやおもちゃなどは定期的に入れ替え、子どもが飽きることなく、色々な経験ができるようにしています。同じ活動でも子どもの年齢や障害特性、目標などに合わせて難易度や量を調整しています。クラスは、子どもの発達や障害特性に合わせた編成となっていますが、子どもの成長の様子や保護者の意向などに合わせ、クラス配置や通園日数の変更にも対応しています。お月見やハロウィン、クリスマスなどの季節の行事を実施しています。地域に障害児が参加できるような文化行事が少ないですが、アートフェスタなどの行事がある時には、玄関に掲示して紹介しています。また、個々の保護者のニーズに応じて、小学校や保育所、幼稚園のほか、医療機関や児童発達支援事業所等の関係事業所の情報を提供したり、利用に向けた相談にのったりしています。

【A7】 A-2-(1)-⑤
利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。

a

<コメント>

職員は、専門職によるフィードバックや勉強会、外部研修などに参加し、専門知識の習得と支援の向上を図っています。朝の打ち合わせや療育後の反省会で日々の記録を基に子どもの様子について情報共有し、支援内容や環境の検討・見直しをしています。児童発達支援管理責任者や主任、クラスの職員全員が参加する個別支援検討会議では、子ども一人ひとりのアセスメントをし、個別支援計画の目標設定と支援内容の検討をしています。子どもの不適応対応などは、児童発達支援管理責任者、心理職などの専門職がクラスに入って子どもの様子を確認し、対応方法について職員にアドバイスをしています。主治医の助言を受けることもあります。他害や自傷などの行動が見られた場合には、多職種で対応について話し合い、クラスを小グループに分けるなどの人的、物理的な環境調整をしています。

A-2-(2) 日常的な生活支援	第三者評価結果
【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>食事は管理栄養士が立てる献立表により、栄養に配慮した給食を提供しています。食事は外部業者に委託していますが、毎月の給食会議で子どもの摂食状況について意見交換し、子どもたちが食べやすい献立を提供できるようにしています。食形態は幼児食を基本に、完了食・後期食・中期食または刻み食、ミキサー食など子どもに合わせた食事を提供しています。アレルギーの除去食にも対応しています。また、子どもの偏食にも対応し、カレーとご飯を別盛りにしたり、白飯が苦手な子どもにはふりかけを持参してもらうなどの対応もしています。作業療法士が摂食状況を評価し、食形態の見直しや食具の選定などを行っています。入浴の支援は行っていませんが、プールや水遊び、嘔吐、おもらしなどの際には、清拭やシャワーを行っています。また、製作などで汚れたときには着替えをしています。排泄は個々の子どもの状況に合わせて行い、嫌がる場合は、無理強いすることはなく時間をおいて声をかけるなど、子どものペースを尊重して支援しています。肢体不自由や重症心身障害児に対しては、理学療法士や作業療法士からの助言を受け、安全・安心に移乗・移動ができるように支援しています。</p>	
A-2-(3) 生活環境	第三者評価結果
【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
<コメント>	
<p>安全計画に基づき、療育室や活動部屋の安全点検を行っています。療育室や活動部屋、トイレなどはマニュアルに基づき清掃がされていて、清潔に保たれています。温湿度計を設置してエアコン、サーキュレーターなどを用いて温・湿度の管理をしています。療育室の窓は大きく、陽光を十分に取り入れることができます。窓に遮熱シートを貼るなどの暑さ対策もしています。療育室はシンプルな構造となっていて、引き出しの固定をするなど安全性にも配慮し、子どもがのびのびと活動できるようにしています。子どものロッカーや席には子どものマークや名前を表示し、視覚的にも分かるようにしています。歩行がしっかりしていない子どもが多いクラスには、床にジョイントマットを敷き詰めるなどの工夫もしています。用途に応じて環境が整えられた活動部屋には、部屋ごとにマークを掲示し、子どもが見通しをもって行動できるようにしています。子どもが落ち着かない時などには、相談室などの別室で個別対応しています。姿勢保持のための背あてやクッションなどは、特別なものではなく家庭でも用意できるものを用いて専門職が手作りして保護者に紹介し、家庭と連続した支援ができるようにしています。</p>	
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<コメント>	
<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職がクラスに入って、遊びを通して一緒に楽しみながら、子どもの見立や支援への助言を行っています。個別支援計画の作成時には、専門職からのアドバイスを受け、5領域に沿った目標設定をしています。また、専門職が座位保持椅子や装具、自助具などの選定をしています。はさみを使う時には、クラスをグループ分けし、作業療法士が助言をしています。今年度の10月から、作業療法士が子どもの心身の状況についての評価に基づき、子どもの課題に応じた「専門的支援個別実施計画」を策定し、クラスの中で個々の課題に沿った支援をしています。今後、子ども全員に対して個々の課題に応じて理学療法士や心理職などの専門職が個別計画を策定し、個々の課題にフォーカスをあてた専門的支援を実施していく予定です。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<コメント>	
<p>健康管理マニュアルに基づき、子どもの健康管理をしています。職員は、登園時や排泄時などに子どもの健康状態を観察し、気になる点がある場合には看護師に確認しています。毎月の身体測定、年2回の嘱託医による内科検診と歯科健診を実施し、子どもの健康状態をチェックするとともに、診察する経験ができるようにしています。検診の結果は看護師が個別に保護者に伝えていきます。保護者からの健康に関する相談は、看護師が対応しています。支援中の子どもの怪我や体調変化時には、看護師が状況を確認し、対応しています。医療機関の受診が必要な場合には、保護者に連絡し、受診しています。重要事項説明書およびおりに健康管理についての方針を記載し、利用開始時に説明しています。てんかん発作などの対応手順については職員に確認するなどしていますが、健康管理についての研修等を定期的に行うことはしていません。</p>	

<p>【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 医療的な支援の管理責任者は園長で、看護師が中心となって実施しています。てんかん発作やアレルギーなどの医療的配慮を要する子どもには、保護者を通じて医師に確認し、発作の確認や緊急時の対応などについての個別のマニュアルを作成し、常勤職員間で共有しています。マニュアルは保護者とも共有しています。また、看護師によるてんかん発作時の対応などについての内部研修を実施しています。服薬管理は原則として実施しない方針ですが、発作時などの緊急時の薬は預かり、看護師が管理しています。胃瘻や経鼻経管栄養などの医療的ケアが必要な子どもは現在在籍していませんが、入所してきた場合には看護師が実施手順などを確認して計画を作成し、対応する仕組みがあります。職員に対しても研修を実施する予定です。事業所では、今後は医療的ケア児等コーディネーターなど地域の医療的ケアを要する子どもを後方支援する体制も整えていきたいと考えています。</p>	
<p>A-2-(6) 社会参加、学習支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 事業所では、保護者が障害を正しく理解して地域生活を送っていくために必要な支援をしています。子どもに対しては、地域で安定して過ごせるよう、人と関わる土台作りをしています。行事やプールなどは、クラスの枠を超えて行い、様々な子どもと関わる経験を積めるようにしています。身体測定や内科検診、歯科健診などで医務室を使うなど、小学校を想定し子どもの経験値が上げられるようにしています。地域の公園に散歩で出かけたり、近隣保育園の園庭で園児と交流するなどの外出の機会も作っています。散歩の時には、道の歩き方や大人と手をつなぐこと、信号、横断歩道の渡り方など、社会的なルールの指導をしています。遠足などの外出行事や外泊行事などは行っていませんが、保護者から旅行の前などに相談があれば、普段と異なる環境で配慮すること、子どもが落ち着かない時の対応方法などについてのアドバイスをしています。事業所では、今後遠足などの外出プログラムを計画して公共機関を使って出かけるなどし、子どもの経験値を増やしていきたいと考えています。</p>	
<p>A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 就学に向けての取り組みとしては、個別に就学に関する相談を実施するほか、支援学校の説明会や学校見学などの紹介をしています。また、「お話タイム」で放課後等デイサービスなどの社会資源の紹介をしたり、サポートブックについて説明したり、先輩ママとの交流会を開いたりしています。先輩ママ交流会では、困りごとなどを相談し保護者同士で助け合える関係ができるようにしています。サポートブックでは、学校に子どもの特徴を伝えるための準備として、子どもの特徴やどのような配慮が必要かなどを項目に沿って保護者がまとめています。児童発達支援管理責任者がサポートブックの作成の手助けや進捗状況の確認をしています。子どもには、順番を守ることや座って人の話を聞くなどの社会的なルールの習得に向けた支援をしています。保育所や幼稚園に就園する子どもについては、移行先への引継ぎを丁寧に行っています。</p>	
<p>A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 担任保育士をはじめ、全ての職員がそれぞれの立場で保護者と密にコミュニケーションを取り、思いや悩みを傾聴して受け止めることで、保護者が子どもへの理解を深めることができるよう支援しています。毎日の連絡帳や送迎時の会話、年2~3回の個別支援計画作成時の面談などで子どもの様子について情報交換しています。月1回のミラー観察では、子どもの様子を観察しながら担任の保育士が状況を伝え、相談にも応じています。相談内容によっては園長や児童発達支援責任者、専門職などが対応し、アドバイスをしたり支援機関につなげたりしています。年2回の懇談会では、各々の保護者の発言時間を設けることで、交流のきっかけづくりを行っています。また、専門職による「お話タイム」を実施し、保護者が障害への理解を深められるようにしています。お盆と年始に実施する参観ウィークには、父母だけでなく祖父母やきょうだい児など家族誰もが参加することができ、該当するクラスだけでなく全クラスの活動の様子を自由に参観することができるようにしています。ハロウィンにはきょうだい児も参加し、一緒に楽しんでいます。</p>	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<コメント>	
個別支援計画を作成し、専門職が連携してチームとして子どもの発達を支援しています。課題への取り組み状況を職員間で共有し、内容や提供方法、対応などを振り返り、「参加への動機づけ」の視点を大切に支援を展開しています。子どもの発達に応じて必要となる基本的日常動作習得のための時間を確保するとともに、動と静のバランスの取れたクラスでの集団療育を通して、子どもがコミュニケーション能力や社会性を習得できるように支援しています。同じ製作でも発達段階により過程や関わり方を調整するなど、プログラムは個々の子どもに合わせて調整しています。保育園や幼稚園と併行通園している子どもについては、通園先と情報共有を行い、連携して支援しています。	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	
<コメント>	
児童発達支援センターのため評価外	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	
<コメント>	
児童発達支援センターのため評価外	
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	
<コメント>	
児童発達支援センターのため評価外	